別表(第8条関係)

受益者区域外流入分担金減免基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 該当条項 | 該当受益者 | 減額又は免除の対象となる主な土地 | 該当する主な用途 | 減ずる割合又は額 |
| 条例第7条第3号 | 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 | 事業決定されている土地及び区域外流入により市に帰属する予定の土地 | 道路、河川、堤防、水路、公園、広場等公衆の自由使用に供されるもの | 100パーセント(区域外流入により市に帰属する予定の土地については、公共下水道物件設置完工届等の提出書類に記載された内容に基づき判断するものとする。) |
| 条例第7条第5号 | 下水道事業のため土地、労力又は金銭を提供した受益者 |  |  | 寄附物件の評価額又は提供した労力若しくは金銭に相当する額 |
| 下水道事業のため物件を提供した受益者 | 条例第3条第1項第1号ア、第5号ア及び第7号アに規定する区域で、かつ、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により事業計画を定めた区域 |  | 寄附物件の材料費に相当する額(公共下水道物件設置完工届等の提出書類に記載された内容に基づき判断するものとする。) |
| 条例第7条第6号 | 公共性の高い事業の用に供する土地に係る受益者 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校で私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地で、教育の目的に使用しているもの | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び大学(管理者及び職員等が住居に使用する建物敷地を除く。) | 50パーセント |
| 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が同項に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び大学 | 75パーセント(国立大学法人広島大学にあっては、100パーセント) |
| 有料の職員宿舎 | 25パーセント |
| 無料の職員宿舎 | 75パーセント |
| 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する土地 | 保育所、母子生活支援施設及び老人ホーム(管理者又は職員等が住居に使用する建物敷地を除く。) | 75パーセント |
| 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 庁舎 | 50パーセント |
| 病院 | 25パーセント |
| 有料の職員宿舎 | 25パーセント |
| 無料の職員宿舎 | それぞれ附属する施設と同じ割合 |
| 地方公共団体が設置する社会教育施設及び社会教育に関連する施設の用に供する土地 | 文化・学習センター(東広島市文化・学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和49年東広島市条例第168号)第2条の表に掲げる文化・学習センターをいう。)、図書館、美術館、博物館及び体育館 | 50パーセント |
| 国、県又は市が指定している文化財が所在する土地 |  | 100パーセント |
| ごみ収集場(備考1の要件を満たすものに限る。) |  | 100パーセント |
| 消防団が所有し、又は使用する消防用備品等の格納庫に係る土地 |  | 100パーセント |
| 集会施設の用に供する市の所有する土地 | 地域センター(東広島市地域センター条例(平成22年東広島市条例第41号)第3条に規定する地域センターをいう。)、会館、集会所 | 50パーセント |
| 地区、町内会又は自治会の所有地 | 会館及び集会所 | 100パーセント |
| 墓地敷地に係る受益者 | 墓地敷地 | 墓地 | 100パーセント |
| 境内地に係る受益者 | 宗教法人法(昭和26年法律第126号)により宗教法人となった同法第2条に規定する神社、寺院、教会等の宗教団体が同条に規定する目的のために使用する土地及びこれに類する土地 | 境内地(管理者が住居に使用する建物敷地を除く。) | 50パーセント |
| 鉄道敷地に係る受益者 | 鉄道敷地 | 踏切及び駅前広場 | 100パーセント |
| 軌道敷地 | 50パーセント |
| 駅舎、プラットホームその他の施設用地 | 25パーセント |
| 公共性が大であると認められる私道敷地に係る受益者 | 公共性が大であると認められる私道敷地(備考2の要件を全て満たすものに限る。)及び公共下水道管を敷設した私道敷地 |  | 100パーセント |
| 急傾斜地に係る受益者 | 急傾斜地(備考3の要件を全て満たすものに限る。) |  | 急傾斜地の水平投影面積の25パーセント部分に係る分担金に相当する額 |
| 東広島浄化センター建設に関する地元協定及び覚書に係る受益者 | 東広島浄化センター建設に関する地元協定及び覚書に係る土地 |  | 東広島浄化センター建設に関する覚書において地区ごとに定める割合 |
| その他市長が特に減免する必要があると認めた受益者 | その他市長が特に必要があると認めた土地 |  | 市長の認定する割合又は額 |

備考

1

(1)　土地の登記簿において、対象地が他の土地と明確に区分されていること。

(2)　対象地の地積の大部分がごみ収集場として認められること。

2

(1)　道路形態(構造上アスファルト舗装、側溝等の施設)を有していること。

(2)　道路幅員が1.8メートル(里道又はこれに類するものは、0.9メートル)以上であること。

(3)　不特定多数の人の通行の用に供していること。

(4)　通行に社会上不合理な制限(通行料及び通行時間の設定)を付していないこと。

(5)　門塀、棚及び表示物がないこと。

(6)　通行以外の目的で土地を物置の設置、駐車等に使用していないこと。

(7)　当該私道に隣接する土地又は家屋所有者が2人以上であること。

3

(1)　急傾斜地の垂直高が5メートルを超えていること。

(2)　急傾斜地の勾配が、5メートル以下の部分については45度、5メートルを超える部分については35度を超えていること。